

添付書類チェックリスト

No.	添付書類	内容	提出
1	伐採する森林の位置及び区域を示した図(これまで提出されていた図面で結構です) ※伐採後に森林以外の用途にする場合(開発行為)は求積図	・位置図:伐採の対象となる森林の位置を確認できる図面	□
		・区域図:航空写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面	
		・求積図:面積を実測の上、算出したもの	
2	届出者を証明する書類(写しで可) ※伐採を行う者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、それぞれが証明する書類を添付する必要があります。	【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び住所がわかる書類等 ・法人の代理として窓口に来た者とその法人との関係を証明する書類(社員証や委任状等)	□
		【法人でない団体の場合】 ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類(規約等を定めてない場合は代表者が個人として届出をすることとみなします。)	
		【個人の場合】 ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・保険証等	
3	他の法令の許認可等を証明する書類 ※該当する場合のみ	・伐採の対象となる森林の伐採が、他の行政庁の許認可等を必要とする場合には当該処分申請状況を記載した書類(すでに処分があった場合にはその証明書または許認可の写し)	□
4	対象森林の土地の登記事項証明書等(写しで可)	・土地の登記事項証明書 ・売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書等 ・伐採後の造林に係る受託契約書や土地の賃貸借契約書など、伐採後の造林について権原を有することを証明する書類	□
5	対象森林を伐採する権原を有していることを証明する書類(写しで可) ※届出者が土地所有者でない場合	・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採に係る同意書受託契約書等 (伐採の権原を証明する書類が存在する場合は、その権原に関する状況を記載した書類)	□
6	届出者が伐採の対象となる森林に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証明する書類	届出者と隣接土地所有者の双方が境界確認をしたことがわかる書類	□
7	その他市長が必要と認める書類	・必要に応じ、関係者との協議書、承諾書など	□

以下の場合には、境界確認を証明する書類の省略が認められる場合のチェック項目があります。

※次のいずれかに該当することが確認できる場合は、隣接森林所有者との境界確認を行ったことを証明する書類の添付の省略が認められます。ただし、届出者が過去3年間伐採に係る指導、勧告または命令を受けていた場合は添付の省略は認められません。

No.	添付の省略が可能な場合	具体的例	該当
1	隣接する土地との境界に接していないことが明らかな場合	・路網の敷設や施設保守のため、線状または単木的な伐採を行う場合	□
2	地形、建物その他の土地の範囲を明示する適切なものにより届出の対象となる森林の土地と隣接する森林の土地の境界が明らかな場合	・谷や尾根等の地形、道路や柵などの地物により境界が判断できる。 ・地籍調査が済んでいて、境界杭が存在する。(境界杭の位置を区域図に明示してください。) ・明認方法や林相により境界が明確になっている。	□